

特集: '92. 変わりゆく『日の丸』君が代

8年間におよぶ 私たちのPTAでの憲法論議 卒業する子たちに『あたらしい憲法のはなし』を贈りつづけて 物 部 道 子

（名札着用・君が代に反対する
お母さんたちの活動が
PTA活発化のきっかけに）

常盤平駅から南に走る^{けやき}櫟の並木にそって、整然と団地が立ちならぶ。常盤平第一小学校は、千葉県松戸市の広大な団地のなかの学校である。

1960年（昭35）、学校創立のその9月、PTAが結成され、今年で33年の年輪を重ねる。校庭の芝張りからはじまった常一小PTAが進化をとげ、民主的なPTAとして現在も歩みつづける大きなきっかけとなったのが、「名札問題」であった。1984年（昭59）、夏休みをひかえた7月3日、突然、学校だよりで全校生徒に名札の着用が指示された。（この年まで1年生

のみが着用していた。）

このできごとは、その日のうちに、PTAのなかに大きな議論を巻き起こした。

「いままで支障がなかったのに、いまどうして必要なのか」「自分の名まえを自分の口で言うのが自立のはじまり」「物騒な世の中、名札で名まえをよばれて、子どもが犯罪に巻きこまれたら恐ろしい」「名札は子どもが悪いことをしたときに注意しやすいから？」

たくさんの方の反対の声があがった。PTAは臨時の会合を数回もち、7月11日の現場の教師をふくめた学校との話し合いには、140名近い父母が集まった。転校してきた母親は、「名札からはじまり黄色いぼうし、大きなゼッケンの着用、音楽にあわせて子どもが自然に動くように管理される」というこれまでの学校

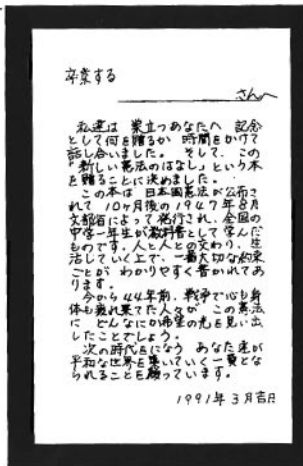
の実態を報告した。
「名まえは人とかかわりのなかでしぜんにおおえればよい」などのきびしい意見が続出し、この場で撤回することを要求することになった。

そのあとの7月20日付の学校だよりで「父母の理解と協力が

得られませんでした。(左) 見開きには卒業生ひとりひとりへメッセージが添えられる。(右)『あたらしい憲法のはなし』表紙

今後、時間をかけて検討していきます」と述べられ、一応、名札の着用はとりやめになったのである。そして、8年がたったいまでも、子どもたちの胸に名札はない。

もう一つ、忘れてはならないのが、「式典においての君が代反対」の署名運動である。1984年度(昭59)3月のPTA総会で会員から「卒業式にいままで歌わなかった『君が代』が歌われるようだが、それはなぜか」との質問がだされた。『『君が代』はいろいろな議論があることだし、これを公教育の場で国歌として子どもたちに歌わせることは、大人としての問題を解決していない以上できない』というのが、親側から出た意見だった。しかし、校長先生からは「決めたことはやる」という回答しかえられないまま、卒業式を1



週間後にひかえたとき、親たちは署名運動という形で、行動を起こした。わずか3日で、646名の署名を集め、学校長あてに手わたした。また、「君が代」反対署名簿コピーと要望書が教育委員会に提出された。しかし、これだけ反対があつたにもかかわらず、「君が代」はつぎの年にも歌われることになったのである。

この当時の常一小では、名札の着用については、先生がたのなかからも反対の意志が示されたし、このときのPTA総会では、「日の丸」「君が代」の議論は、先生たちからも反対意見がのべられたのだった。「とき一小は、とき一小らしい子どものための卒業式をつくりあげているのだから」と。

政治や社会問題も炊事や洗濯とおなじレベルの問題として考えあうお母さんたち

1985年(昭60)、長男が入学。次男が通う幼稚園の父母会にかかわっていた私は、小学校のPTAでは無関心な一会員として1年を過ごしていた。そんななかで、ときおり聞こえてくる噂は、「常一小のPTAって、日の丸や君が代の問題を議論したりして恐ろしいところなのよ」というものだった。

そういう友だちの忠告をよそに、長男が2年生の4月、私は、文化厚生委員長を引き受けた。大きな不安を抱きながらも、「よし、この目で、なにが真実か、しっかりと見きわめてみよう」、そんな覚悟で、PTA運営委員会に飛びこんでいくことになった。

1986年度(昭61)、5月のPTA総会に向けて、運営委員会では、活動方針や計画、予算案などが審議された。見るもの、聞くもの、すべてがはじめてで、私は、頭のなかが混乱し、それらを理解することで精一杯だった。しかし、活動の一つ一つが子どもの教育を真に直視した、まさに「子どものため」のPTA活動が、そこにはあった。

年に一度、学級学年のワクを取り払い、子どもの現状と社会の変化にそったテーマを設け、先生と親が本音で話し合うPTA全会員の総合懇談会。1979年度から、毎年つづけられている、子どもと先生と親が一

堂に会して、ナマの音楽や劇を鑑賞し、感動をともにする児童育成行事。これには、地域のかたがたの暖かいご協力による廃品回収の収益金が大いに役立ち、近ごろでは、地元のお年寄りのかたも楽しみに観にこられる。

さらに、1985年、下総米軍基地ができたとき、この常盤平も落下事故の多発する圏内にすっぽりはいつてしまうことを知り、PTAが中心になって「下総米軍基地反対要望書」を出したりした。この年は、名札問題があったり、「日の丸・君が代」論争があったり、そのうえ、基地の問題もあって、「平和は、自分自身がつかみ取っていかなければならない。私たち母親が、毎日の生活のなかで、しっかりと眼を見開いて社会を見つめ、家庭生活のなかで小さな努力を重ねることこそが、平和を守るいちばんのおおもとになるのではないか」、そんな思いからお互いに話しあったり、学習しあったりする場所として、「平和と教育を考える会」がPTAの運営委員会の取り組みとしてつくられた。

子どもをとりまく社会や政治の問題に、母親として炊事や洗濯をするのとおなじレベルの問題として眼を向け、考えている人たちがいることを知って、私は心をゆすぶられた。会長や数名のお母さんがたは、どんな私の疑問にも、ていねいに答えてくれた。そうしたやさしさにふれて、当初もっていた私の不安もいっしょに吹きとんで、パッと眼のまえが開けたような感動

の毎日だった。

『あたらしい憲法のはなし』を PTA から卒業祝いに 贈るようになった経緯

そんなある日、5月のPTA総会にむけた臨時運営委員会で、6学年委員会から突然、

「今年も卒業祝いに『あたらしい憲法のはなし』を贈るのですか？ 私たちはいりません」

鋭い剣幕での反対の意見が飛びだした。

「卒業祝い費？ あたらしい憲法のはなし？ えっ？ なんのこと」

私は、なんのことかわからず面くらった。運営委員会のなかで数名のはげしいやりとりを訳のわからないまま、私はきいていた。

さっそく、「読んでみてね」と先輩のお母さんから『あたらしい憲法のはなし』を手わたされた。この本は、日本国憲法が公布されて10か月後の1947年（昭22）8月、文部省によって発行され、全国の中学生在が1年生の教科書として学んだもので、日本国憲法とはどのようなものか？ どんな願いをこめてつくられたのか？ 15項目に区分されて、わかりやすく書かれていた。憲法がこんなにも身近なものであり、大切なものであることを、この年になってはじめて認識し、私自身が手に入れたものだと思ったほどであった。

では、なぜ、この本に反対する人がいるのだろうか

か？

あとでわかった話なのだが、この『あたらしい憲法のはなし』を6年生の卒業祝いにPTAから贈ることになったのは一年まえからだった。

前年度のPTA会長が、松戸市教育委員会の社会教育課主催の研修会で、このテキストを知って、その内容がとてもよかったので、卒業祝いとして考えてはどうかと、6学年委員長に申し入れたというのだった。ところが、その提案は、うっかり忘れられたまま話題にもされず、500円相当の豆辞典が卒業祝いとして運営委員会に提案されてしまったのだ。

会長からの「私の提案した『あたらしい憲法のはなし』は検討してもらえたのですか？」という質問に、6学年委員会はただただ困惑した。そこで、もう一度、この本をふくめての議論がなされ、『あたらしい憲法のはなし』に決定した。この一連のやりとりに、心証を害した人たちが、「せっかく一生懸命考えたのに、私たちの意見がつぶされた」「なにを言ったって無駄よ」という噂をあちこちで吹聴したらしい。この年から、卒業祝いは6年生の親が決めるのではなく、運営委員全員で、会員の代表者の責任として考えていくということになったそうだと。

この卒業祝い費の問題は、5月の総会でも別の別れのまま、さきの運営委員会（1月）まで持ち越されることになり、いちおう予算一人300円だけは承認された。

いよいよ、1月の定例運営委員会。卒業祝い費について、重苦しい雰囲気の中かで議論された。『あたらしい憲法のはなし』に反対の意見としては、「こんなもの、もらっても私はうれしくない」「シャーペンやマグカップのほうが子どもは喜ぶ」「廃品回収に『あたらしい憲法のはなし』が出されていた」のような、議論にならない感情的なものだった。

私は、まだわが子が2年生なので、この子らが6年生になったとき、親として、大人としてどのようなものを贈りたいか、正直なところまだあまりピンとこなかった。しかし、この本を贈りたいというお母さんたちの「これから大人になるあなたたちは、どうしたら平和な世界がつかれるかを考えるために、これから行く中学校で勉強してほしい」という思いがひしひしと伝わってきたし、反対の論理にも納得できなかったので、やはり、出ている意見の中では、この本がいちばんよいのではないかというところで、私は、賛成にまわった。そして、長時間の激しい議論のすえ、『あたらしい憲法のはなし』に決定した。

（『あたらしい憲法のはなし』を 卒業祝いとするか、 くりかえされる論議

この年、私は息子が事故にあって入院したりして、精神的にもまいっていたので、2年目のPTAをつづけるかどうかの岐路に立たされた。そのとき、役員の

Sさんから「一委員の立場でもいいから、PTAにかかわっていて」という誘いに心動かされて、次男のクラスのほうで、学年委員長を引き受けることになった。このときから、「私はずっとこのPTAでやっていくんだ」という決意のようなものが生まれた。ここは、私の社会的な活動と成長の場所だと思ったからである。

それからは、人と人とのつながりを大切にする地道な作業を積み重ねていった。先生がたとの結びつきをつくっていくために、学年委員会では、4人の担任の先生がたとつねに話し合いながら学年活動をすすめる、信頼関係を築くようにつとめた。

また、総合懇談会では、もっと充実した話し合いの場がもてるようにしたいと、自分の分科会では、いっしょに担当する先生がたとんでも準備のための会合を持った。そうこうしていくうちに、ずいぶんいろんな先生がたと会話をかわすようになり、力になってくださった先生とも出会えた。さらに会員とは、学級懇談会や学年懇談会を設け、話し合えるPTAをめざす努力を重ねた。こうして月日は流れ、また、例の卒業祝い費検討の時期がやってきたのである。

この時期になると、PTAの雰囲気がどうもギクシヤクしてくる。『あたらしい憲法のはなし』を実際に手にとって見た人は少なく、よさを理解している人とそうではない人との議論にどうしてもギャップが生まれる。各委員会からでた意見も賛否両論であった。



運営委員会だより
(6号)

発行日 1989.11.30
発行 札幌市立常盤小学校PTA
運営委員会
編集 12委員会

ふっと立ちどまり、路傍の空と地をみると、あたたかそうな枯れ葉を
はじってヒストリソクやホトケノザが、緑の葉ののぞかせている。
11月は道草の季節、同時に草育ちの季節。

第一小PTAが豆柴のPTAであつたために、今月の運営委員会は、
“PTAとは何にか” もう一度問い通しています。

臨時運営委員会 ③

11月7日(火) 10:00-12:30
聴講料 受講料 各 10,000円(税別)

附錄中市民也：9-才-念以基

試題

1. 委員會報告
2. 遷出者與
3. 畢業祝賀

★議題(1) 本會公報

⑤ 11月11日(土) 講演会があります。

（通称会終）後 4:00～5:00 まで、善元先生を囲んで懇談会を
開きます。みなさん参加してください。

① 地区委員会・産品回収業者から「古新聞の回収が足りず量が少ないと仕事にならない」という訴えがありまして、地域の方々にもお声をかけようなど、委員のみなさんの一層のご協力をお願いいたします。

・産品の置まれる地区については、看板の書き方とを考えてみてはどうか。(例えば「PTA」と大きく書く)という意見が多数あった。

★議題(2) 選出委員の選出

○本年度役員選出に携わる選出委員と運営委員会から2名出す。
(PTA案内21ページ PTA細則参照)
なお、会費の納付

三六 (五零四六五)

2.6. (定形厚紙板製品) に (定まりまじり)

★議題(3) 卒業祝賀について

＜10月の保護者会より＞

(1文)・今年、中学一年の子どもが、6年生の時、叔の遺言(と学校に行き)に
国会議事堂を見学した時、ためになりました。

⑤

- [illegible]

334

- ・300円で 何かできあがる?
- ・価値を上げるように、子供の見直しとしてはどうか?

— 2 —

- ・ 5 年間の父母に預けていた多くの一番いいのではないが、
- ・ 5 年前前から憲法の本が眠っていたので いまどうもって手あつかうことか
ないのではないが、
- ・ もっと手頃でわかりやすい 内容の憲法の本にして欲しい。

454

- [illegible]

574

- ・ 夢をみるたびに、記憶の扉が壊れて、記憶の行方と方向性で考えたいものか。
 - ・ 夢（観）としての気持や心を伝えたいもの。
- 著者の夢について……
- ・ 子どもにとって睡眠はあくまでも「眠る」（町中野子著書）
 - ・ 降りたの足元はすべて白く輝くらしいが、現在 何人かの人が眠っているのか。
 - ・ 記憶を一つ一語とせに。
 - ・ 一家に 2 冊、3 冊もいるが。
 - ・ 公衆書でなくとも（今理解でなくとも）10月 24日頃、長い目で見ていく

— 3 —

会議で話し合われた内容すべてを記録し、報告する運営委員会だより

賛成意見としては、「物があふれているなかで、心のこもったものを贈りたいので、この本がよい」「予算を考えたら、この本でよい」「憲法はみんなで学ばなければならない」。

反対意見としては「上の子が持っていて、下の子に重複した場合、本箱に置かれたままになるのでは」「意義や必要性は十分わかるが、旧かなづかいでとっつきにくいので、もうすこしわかりやすい憲法の本がよい」。

ほかに具体的な品物として、シャープペン、ボールペン、下じき、自分の顔を印刷したバッジ、祝文字を入れたケーキなどがあがった。

これらについて話し合った結果、昨年とおなじよう

に、手づくりのしおりカードをそえて、『あたらしい憲法のはなし』を卒業祝いとして贈ることに決定した。さらに、この年から会員も希望で買えるようになった。また、運営委員会発行・役員会編集による『運営委員会だより』（写真上）で、『あたらしい憲法のはなし』をめぐって話し合われた内容をくわしく伝えることによって、会員の理解を深める努力をした。

直接民主制による PTA
規約で万事がガラスばりの
PTA の会長に選ばれて

常一小 PTA が民主的な PTA と呼ばれるゆえんは
役員選出の方法にもある。

「PTA 役員及び会計監査を公正かつ民主的に選出する」ための選出委員会は、各学年 1 名、運営委員 2 名、教職員 2 名からなる。PTA 役員と会計監査は選出細則にしたがって選ばれる。全職員、校長も教頭も、みんな PTA の一会員として位置づいている。

まず各会員は全会員の名簿のなかから、次年度の PTA 役員 2 名を投票により推薦する（無記名）。ただし、教職員の役員は互選となる。そこで 2 票以上を獲得した人が候補者となり、その氏名と得票数が公表され、その候補者のなかから全会員が 3 名連記で投票する。

選出された候補者名および得票数がふたたび公表され、得票数順に選出委員会が交渉にあたる。役員などの候補者が決定しだい、会員に知らせる。総会で承認を受け、次年度の役員が決まる。このように、私たちの常一小の PTA 規約は、全会員の直接民主制によって、PTA 役員を選出してきたのだった。

このような経過をへて、多くの会員の支持をいただき、PTA 経験 2 年、役員会にもはいったことのない私が、次年度の会長を引き受けることになったのも、現会長の「重い荷物も分けあって」ということばに励まされ、少しは肩の荷を降ろせたからである。それによりながらも、私は、PTA の予算も、人の動きも、万事がガラスばりで、会員がなんでも自由に言いあえる、この PTA が好きだったからでもある。

それにしても、「平和」ということばを聞いただけ

で難色をしめす管理職のいる学校のなかで、毎年、おなじような議論をくりかえしながら、『あたらしい憲法のはなし』を伝えていくことの大変さ、「平和と教育を考える会」を PTA で開いていく勇氣、式典ごとに問題になる「君が代・日の丸」。力不足の私には、正直いって、やはり荷物は重かった。でも、「会長をしながら勉強をしていけばいいんだ。私のようなものでも会長をやっていける PTA なんだということで、無関心な会員や、現 PTA を批判する会員への潤滑油になればいい」、そう半ばひらきなおっての決断であった。1988 年（昭 63）、いよいよ会長としての 1 年がスタートした。

5 月の PTA 総会。さっそく、ある会員からつぎのような質問をいただいた。

「会長にうかがいます。今年も卒業祝いに『あたらしい憲法のはなし』を贈られるのですか」

「いいえ、まだ卒業祝い費の具体的な使われ方は決まっています」

「毎年、会員の声が無視され、運営委員会で決められてしまう。今年は、一会員の声聞き入れてほしい」

まるで、挑戦状をつきつけるかのようだ。自分の意見がとおらないと、「上の人たちが勝手に決めてしまう」という発想はよくあることだ。しかし、ここは私も冷静に、「よくわかりました。保護者会のあとなどに意見をうかがう場を設けて、できるかぎり会員の声を吸いあげる努力をしています」ということで、こ

の場はおさまった。

（ 会長 1 年目、ことしも、
『あたらしい憲法のはなし』を
議論のすえに、贈ることになる ）

10 月の学級保護者会のあと、私のクラスではとくに何も出なかったが、担任の先生から「どうして、毎年、卒業祝い費でもめるのですか？ ぜひ、私にもその本を読ませてください」といわれ、ほかに 6 名の先生がたからも購入の依頼を受けた。読まれた先生からは一様に、「これは、6 年生の子どもたちにも、スーッとはいってくる、とてもわかりやすい内容ですね」ということばが返ってきた。先生がたから理解をえられたことは、今後の大きな力となった。

こうして各クラスからでた意見を持ちより、11 月には各委員会の意見を持ちより、それらを考慮しながらの 12 月、三度目の運営委員会がもたれた。

私は心をこめてつぎのように発言した。

「人それぞれ、いろいろな価値観があるので、これが絶対だとは言えないが、いま、何を子どもたちに心をこめて贈れるかと考えた場合、いまの政治家の問題（リクルートなど）も、5・6 年生なら関心を持っていると思うのです。受験のための暗記でしか憲法を学ばなかった私は、いま、PTA にかかわるようになって、民主主義がいかに大切か、憲法がいかに大切か、子どもが育つ時期に一度でも憲法の本が与えられると

いうチャンスに恵まれたら、これはとても大きなプレゼントだと思います。学校でも、家庭でも、役立つものだと思います。また、この本には政治的・宗教的要素はなく、つぎの平和な世代をになう子どもたちにその意志を受け継いでほしい！ という考えのもとに、役員会では『あたらしい憲法のはなし』を一つの意見として提案したいと思います」

これを受けて、いろいろな意見がだされた。

「うちの子は、たまたまこの本を持っていたので、授業のなかで旧憲法と新憲法の比較をするという研究に役立った（6 年）」

「家庭教育学級で同和問題とか子どもの人権とかを学んできて、基本的人権がいちばん大事だとわかってきた。いじめの問題にもかかわってくることで、お母さんがたがもっと勉強してほしい。人を大切にするということは基本的人権を守ることです」

「思想的だというのが、思想は親が子どもに与えるものではない。勉強していくなかで、子どもたちがみずから創っていくものだ。生きていくうえで憲法の内容がすべて素晴らしいとは限らない。読むことによってそこから出発していく。勉強していくうえで識別していく。出会いがなければ出発はない！ この本は、個人では買えないので、ぜひ、この機会にほしい」

「日本で生まれたかぎり、憲法が目につくことは必要です」

「現に子どもが社会科で勉強しているのであれば、こ

れを役立てればよい。母親がわからなくても、子どもに与えることはいいことだ」

「理屈ではなく、こんなにもめるのなら、なくしたほうがよい」

「プレゼントは喜ばれるもので、憲法の本は子どもがほんとうに喜んでいないのでは、という意見が会員からでた」

活発な討議のすえ、昨年とおなじように、『あたらしい憲法のはなし』に、手づくり和紙のしおりとメッセージカードを添えて、12月の6年生の憲法学習に役立ててもらうように、2学期の早い時期に贈ることに決定した。それで、6年生の国会議事堂見学に向けて、先生がたに活用していただけるようになった。

（ 結論をださないで、
納得するまでえんえんと
憲法論議をつづける ）

つぎの年は、『あたらしい憲法のはなし』を卒業祝いとして贈るかどうかでもっとも議論のあった年だった。強硬に反対意見をのべるお母さんがいらしたために、ほんとうに議論を尽くすことができた。

まず、10月の学校の保護者会のあとで、各クラスで卒業祝いを何にするかを話しあってもらって、それらの意見をぜんぶプリントにして、これを土台に、10月の定例で1回、11月の臨時と定例の2回、12月にも定例運営委員会で1回、話し合いをつづけた。そ

れぞれ、これだけの議題に3時間ぐらい議論をかわした。毎回、結論はださないで、納得するまで話し合うことにした。最後の12月の運営委員会では、議長が、1月もこの議題をつづけるかどうかを質問すると、

「もう、いいです。この3か月間、毎日、このことを考えていた。もう、いいです」

「生まれてからこのかた、一つのことでもこんなに考えたことはなかった」

そう発言する委員のお母さんもおられた。運営委員会で出された意見は、毎回、一つのこらず『運営委員会だより』にプリントしてPTAの全会員に配られた。

それでは、それらの議論の一部をつぎにのせることにする。

★ 12月7日の定例運営委員会から

「『運営委員会だより』を読むと、包み隠さず意見がでている。夫にも見せたら、『すごい意見が出ているね』とか『よく話し合っているんだね』と言っていた」

「なぜ、この本を贈ることにこだわるのか、という意見もあるが、わが子が低学年のときは、なにも問題点が見えず、なぜ、こんなことを言っているのかわからなかった。アンテナを張っていると、いろんなところで悩んでいる子どもや親がいることに気がついた」

「いまでも何年も PTA にかかわっていた人が、『この本のよさがわからなかったが、わが子におきたいじめの問題をとおして、この本を贈りつづけている大切さが、やっとわかった』という電話をもらった」

「祝い費について話し合って 4 回目になります。そして、その結果をこのように『運営委員会だより』にまとめていただいて、もうきょうは結論を出すときにきていると思う。ただ、この本の発行所（平和委員会とあるが……）のことは、いま、憲法改正（第 9 条を……）が言われていること、また、一部分に時代錯誤を感じている。この三点について疑問に思っている」

「この憲法は、いまある憲法です。これがいいとか、悪いということは、学んでわかること」

「憲法改正については、学ばなければなにも語れない」

いま、これらの発言をふりかえってみると、『あたらしい憲法のはなし』の議論をめぐる、お母さんたちは、自分の子育てがこの時代とどのように切りむずんでいるかをとらえなおしていたことがよくわかる。

話し合いは、まだつづいていく。

（お母さんたちからの
願いのことをそえて、
子どもたちに憲法をとどける）

「この本は、松戸市教育委員会の社会教育課主催の成

人学級で教材として使われ、たまたまそこで出会った」

「無着成恭さんが『思い出に残る一冊の本』にこの本を選ばれた。戦争直後の荒廃のなかで手にしたとき、深い感動と未来への明るい希望がもてたと語られた」

「3 年まえ、あるラーメン屋さんが、中学 1 年当時にこの本に出会い、いまでも大切に保管され、現代の若者に読んでもらいたいという願いから開店 10 周年記念にこの本を用意された（文部省の許可をえて、自費出版された。）」

「よい意見ばかりですが、学級懇談会など身近なところではこの本について話し合えない。会員の無関心層が多いように思う。運営委員会でこれだけ話し合われていることが会員に伝わらないのに、この本を贈ることによって PTA 離れが進むことにはならないか」

「一会員のときいただいたお便りの内容を読み、PTA 主催の研修会などの学習の場に出席し、話を聞いていくなかで、この PTA はすごい活動をしていると感じた。この PTA なら子どもになにか問題が起きたとき、ともに話し合っていけると思った。カルチャー的 PTA だとそうはいかないでしょう。お楽しみ PTA なら私は離れます」

「マグカップを贈っていたときのほうが『PTA をなくそう』という声が出るほどまで会員の意識は離れていた。しかし、これを一つのきっかけとして、いま、これだけ話し合える PTA になった。学級・学年活動

も活発になり、先生がたも相談に乗ってくださるようになった」

「子どもの喜ぶものというところで考えているから反対している（私もそうでした）。自分自身、段階をふんで知ったことをまわりの人に伝えたり、本を読んでもらったりしたら、『いい本ね』と理解してもらえた。いままで、口うるさく子どもの行動を見ていたが、PTAにかかわってみて、子どもを見守る許容範囲が広がった。ぬるま湯につかっている、何もならない。殻を破って何かをする。親の生きる姿勢が大切です」

「来年は、運営委員会でこれだけ話し合ったことをみんなに伝えていくのが私の役割です」

運営委員として、自覚がなく決断しかねるという意見もあったが、段階をふんで十分に話し合ってきたので、ここで運営委員会の責任として結論をだすことになった。提案の『あたらしい憲法のはなし』は、賛成23人、わからない2人、反対7人。賛成多数で卒業祝いとして、この年もこの本を贈ることになった。

この年には、6年生の先生がたのご協力で、PTAを代表して、私とほかの役員2名が6年生の各クラスをまわって、「いま、世界は民主化の波が押し寄せています。その大きな歴史のまっただなかで、あなたがたは卒業式を迎えます。世界のこと、日本のことに、もっともっと関心を持ってください。そして、人類がみな、自由で、平等で、平和に生きていけるような社

会を築くために、しっかり勉強してってください」ということばとともに、子どもたちに『あたらしい憲法のはなし』を手わたした。

このときの子どもたちのキラキラと輝く希望に満ちた瞳が、いまでも心に焼きついて離れない。この年から、研修用にPTAの本棚に10冊の『あたらしい憲法のはなし』を置き、だれでも手に取って読めるようにした。

そのつぎの年、私は、6学年委員長としてPTAにかかわった。この年は湾岸戦争で、平和憲法をたたえる世論の影響が大きくわれわれをささえ、ほとんどもめることなく、この本をその年にも卒業祝いに贈ることに決定した。

「あとがき」を削除してはとの、
校長からの横やりがはいるが、
ことしも『憲法のはなし』を贈る

そして昨年、1991年度（平成3）、卒業祝いについて話し合う時期に、京都のある学校の校長先生から横やりがはいった。「PTAが『あたらしい憲法のはなし』を贈ろうとしたが、配るなら学校の外でやってくれということで、ストップをかけた。貴校ではどうされたか」といった内容の電話が学校長にあったらしい。なんというすばらしい校長のネットワークだろうと、驚いてしまった。

10月9日、教頭先生の代弁で、校長先生からPTA

の運営委員会に意見が伝えられた。

「卒業祝い品はべつのものにしてほしい。もし、『あたらしい憲法のはなし』を贈るなら、『あとがき』に書かれている内容は、いろいろ議論されていることなので、カットしてほしい。このような一つの考え方を公教育の場に持ちこむことは問題だと思う。『あとがき』がなければ問題はない」

この学校長からの申し入れを受けて、運営委員会ではつぎのような意見がのべられた。

「『あとがき』の内容について、いろいろ論議されていると言われたが、書かれていることは事実だと思う。いろいろな考え方があるなかで、一つの考え方を公教育の現場には……と言われたが、『日の丸』『君が代』こそいろいろ議論されているのに、入学式・卒業式に導入され、強制されている。このほうが問題ではないか」

「『あとがき』にべつに問題を感じないのですが、かたよった考え方があると思えば、親が子どもに伝えればいい。教材ではないのだから。それぞれの家庭での受けとめ方だと思う。親にそういうことを考える機会を与えられたと思えばいい」

「昨年、なかよし学級の6年生にこの本を贈ったとき、生徒のひとりが『ぼく、これからもがんばって生きていきます』と言ったことばに胸が熱くなった。以前、『障害のある人が生きていけるのは、この憲法があるからです』と言われた先生のことばを思いだし、

この本を贈ってほんとうによかったと思った」

さらに、11月の運営委員会では、ことしも、つぎのように決まった。

「憲法解釈が動いているなかで、作られた当時の考えが書かれているこの本の大事さを感じる」

「『あとがき』は、本文そのままだと思う。『あとがき』をカットすることは、本文を否定することになる」

校長先生の考えも一つの意見、6年生への卒業祝いはPTAから贈るものなので、運営委員会で十分話し合い、『あたらしい憲法のはなし』に決定した。

（ 5年生のA君は校長に、
『君が代』をやめてというが、
校長先生の回答は？ ）

ことしの1月30日、5年生のA君が校長室まへの廊下で、校長先生に「卒業式で『君が代』はやめてくれませんか」と申し入れた。校長先生は、「『君が代』は日本の国歌だからやめるわけにはいかない。どこの国にも国歌はあるのだから君も歌いなさい」と、A君の申し出をかたく断った。

このやりとりは、その後もつづいた。A君から話を聞いたA君のお父さんは、このやりとりを気にかけて、直接、校長と話し合ったのだが、ぬかにくぎのようであった。そして、校長としての指導に疑問を感じたA君の両親から、PTAに救済の申し入れがあっ

た。そこで、役員会と数名の運営委員で、その申し入れを話し合った結果、教育基本法には、「われわれは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」と記されている、子どもの成長と発達を保障することが大前提に学校教育がある、歌う歌わないの自由はPTAとしても学校に要求しなければならない、という結論となった。

学年末の3月11日のPTA総会では、会長から学校側に申し入れをした回答の報告がされた。(校長は欠席した。)

「先日、会員のかたより学校が児童・父母に『日の丸・君が代』を強制しないよう働きかけていただきたいとの申し出がありました。校長先生にお話をうかがいましたところ、『君が代』を歌うことは強制しない、歌っていない子に歌うようにとは言わないとのことでした。『日の丸・君が代』を指導するということの中身について、私自身は、『日の丸・君が代』の正しい知識を教えてください、そのうえで、子どもたちが判断していくものと思っておりました。そのことを確認しましたところ、『日の丸』を国旗、『君が代』を国歌として、式典において、『日の丸』を掲げ、『君が代』を歌うよう指導するということでした。以上、報告させていただきます」

私は、こしは広報委員長として、この総会での話

し合いの内容をすべて広報紙に掲載して、全会員にお届けした。

4月、いよいよ次男が小学6年生。社会科の教科書を開き、第二次世界大戦の記述を見たとき、なんとこの『あたらしい憲法のはなし』が紹介されていた。「子どもたちに憲法を届けることをつづけてきてよかった」と志を一つにしてきたPTAの仲間たちと喜びをわちあ合った。

卒業まであと数か月、まだまだじっとはしていられない。PKO法案の成立。憲法第9条の空洞化の恐れ。新学習指導要領のもとでの新しい教育の中身、環境問題。わが子の未来を考えると、世の中の動きに無関心ではいられない。この激しい社会の変化のなかで、子どもたちの平和と人権が守られるために、私たち大人ができること、どんな小さなことでもいい、目のまえのことからはじめたい。そんな大人の生き方が問われる場——それが私にとってのPTAであった。

(千葉・母親)

私たちのPTAでの憲法論議 によせられたエール

(『ひと』9月号)

物 部 道 子

6月初旬、太郎次郎社のかたから、突然のお電話をちょうだいした。「卒業する6年生の子どもたちに、『あたらしい憲法のはなし』を8年間も贈りつづけているPTAは、たぶん、日本中でただ一つではないか。ぜひ、その思いを綴ってほしい」と。

はたして私に書けるだろうか……。とまどいながら、思いきってお引き受けた原稿だったが、いまとなっては、こんなチャンスを与えてくださった編集部のかたがたに心からお礼をのべたい。

『ひと』9月号発行と同時に、友人や知人に読んでいただくよう、精力的に働きかけた。その後、数多くの反響が届いた。



孤軍奮闘を伝える便り。 大阪の先輩からのエール

かつての職場の先輩で、現在、大阪の小学校でPTA会長をされているIさんより。

「PTAを担うおなじ立場の者として、とても興味深く読ませてもらった。うちのPTAの状況では、憲法の本を贈るなど考えられない。

『日の丸』『君が代』など、口に出さうものなら袋だたきにされそう。会長が代わっても、毎年、引き継がれていくところに、常一小PTAのすごさを感じる。並たいていの努力ではないと思う。

うちのPTAは、学校設立とともに

でき、ことして3年目。親たちは、とにかく「何もしないPTA」であってほしいと願っている。去年以上のことはしたくない。PTA主催のおたのしみ会や見学など、おいしい話には乗るが、長としての責任は負いたくない。よって、専門委員会もなければ、広報紙もない。かろうじて、会長という立場を活かし、役員会編集の運営委員会だよりを発行することで、親たちの関心を引きだし、教師たちの協力を得るがために、日々、奮闘している。

9月から、月1回の実施で、学校5日制が発効した。カリキュラムが変わらないかぎり、すべて平日の授業にしろ寄せが来て、学校生活が、ますます子どもたちにとって居心地の悪い場所になるのではないかな。そんな不安を話し合おうと提案しても、学校にすべて

お任せで、自分たちの問題としてとらえられないのである。

教師と保護者は違うんだというレベルのところから出発している PTA だから、先生も切り離され、親だけのなかよし会のようになってしまうている。

親が子どものために勉強していく。ひいては自分のためになる。そして、大人として将来の日本のために何ができるかと考えつづける PTA。この基本線だけはくずしたくない。支えてくれるなかまがいてうらやましい。この日本のどこかで、あなたたちのように、がんばっている PTA があることを心の励みとして、少しずつ、うちの PTA を進化させる努力をしていきたい」



転校していった母親から、 「常一小の PTA はいい!」

常一小で、1 年間 PTA 委員を経験し、2 年生の 1 学期に転校されたお母さんより。

『「ひと」を読ませていただきました。常一小の PTA は、やっぱりいいなあ。親と先生が自由に話し合えて。去年、もっと PTA の研修会や講演会に出て、勉強していればよかった。い

ま、夢中で登校拒否の本を読んでいました。常一小に通っていたころは、毎朝、『いってきまーす』と元気に登校していったあの子が、『学校に行きたくない』って言いました。

クラスでは、小さいじめがしゅうちゅうあって、それを知って知らんぷりしている先生。先日（残暑きびしい 9 月の初旬）なんか、まっ赤な顔をして、フウフウ言っ学校から帰ってくるので、わけを聞いたたら、

『先生が、窓をぜんぶ閉めて勉強したの』

『なぜ、窓を閉めるの?』

『先生が、うるさいとご近所に迷惑だからって』

こう言うんです。とにかく、子どもには、

『からだによくないから、休憩時間には、いっぱい水を飲みなさい』

と言いました。

また、学校からは、とにかく親への要求が多い。草刈り、体育館の掃除と、学年・名まえ記入の出欠用紙が回ってきます。もちろん、私は欠席と書いて出しました。

『この学校は、いつもこうなんですか?』

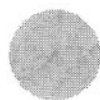
と問題を投げかけても、冷たいまなざしで、スーッと返答を避ける親たち。遊びにきてくれる友だちは、ファミコ

ン目あて。自分の番が終われば、『つまらない』と、さっさと帰ってしまう。

『この学校では、お友だちができないような気がする』

ポツンとつぶやく子どもを見ていて、胸が痛みます」

彼女はいま、いっしょに転校してきた親たちとの会話が、唯一のコミュニケーションの場だという。いま感じている、この学校の「おかしさ」を忘れないで、お母さんがたとのつながりを大事にしていてほしい。そして、学校だけにこだわらず、まずは子どもの居場所を作る作業を積極的にしてほしいと伝えた。転校してきて状況がよくわからないというところから、担任の先生と話し合う努力をしていくと話してくれた。



『ひと』を読み、はげましてくれる 先生の協力をえて

夏休みが終わり、また、卒業祝い費の使いみちを考える時期が来た。9 月の運営委員会で、すでにこの議題について話し合いを持った 5 学年委員会から、つぎのような報告がされた。

「5 学年からは、親子コンサート、『子どもの権利条約』の本、『あたらし

い憲法のはなし』という意見が出ました」

「ことし、赴任してこられた先生は、『以前の学校では、運営委員会が6年生の卒業対策委員会に、お金をポンと渡して任せていたが、ここのPTAはいいですね。みんなで話し合っ決めていくのですから。マグカップやシャープペンシルなどは、子どもたちのほうがいいものを持っている。形ではなく子どもたちの心に残るもののがいいと思います。憲法は6年生の授業でこれから学ぶので、早い時期に手渡せるというのもいいですね』とおっしゃっていました」

常一小に来て、まだ1学期間しかたないのに、これだけはっきりと意見を述べてくださる先生がいらしたことに、私はとても驚いた。

運営委員会が終わって、私はすぐに5学年の3人の友人のところへかけよった。

「ねえ、私の原稿、本に出たんだけど……」

「知ってるー」

「えっ、どうして」

「5学年の先生が、図書館で『ひと』を読まれたのよ。『卒業祝い』“あたらしい憲法のはなし。でいいんじゃないですか。ほら、物部さんという人が書いてらしたでしょ』と言われて、

私たちびっくりして。1学期は、とにかく先生がお忙しくて話し合いが持てなかったの、どんな考えのかたなのか見当もつかなかった。だから、この本のことをどう持ちだしたらいいか、3人で悩んでいたのに……。逆に先生に励まされちゃって。委員会後、はじめて晴ればれとした気持ちになり、祝杯をあげたわよ」

「ねえ、私たちも『ひと』を読みたいわ」

私も、ぞくぞくつとくるほどの感動を覚えた。

そして、1週間後、先生のところに、

「読んでくださってありがとうございます」

とお礼を言いに行った。先生は、

「『あたらしい憲法のはなし』が贈られてきた経緯が、とてもよくわかりましたよ。ぜひ、ほかの先生がたにも読んでもらったらいんじゃないですか」

と、じつに頼りがいのある口調で語ってくれた。

少数派のたいへんさをかみしめ、子どもたちに憲法を学んでもらうことのたいせつさをどうしたら会員にわかってもらえるかと、悩みつづけた8年間。はたして9年目のことしも、『あたらしい憲法のはなし』を贈りつづける

ことができるであろうか。とにかく、がんばるしかない。(千葉・母親)

中国地区数学教育協議会

第32回研究大会

——教具・ゲームによる授業

とき 12月26日(土)12時から、
27日12時まで

ところ 皆生温泉会館
〒683 鳥取県米子市皆生温泉

参加費 3,000円

宿泊費 8,000円(1泊2食付き)

共同研究者 西村徳寿(大阪府柏原中教諭)、渡辺靖敏(愛知県城北小教諭)

内容 A. 教具・ゲームによる楽しい授業「カーテンレールと2次関数」(鳥取県、奥定薫)、ほか、B. 教具・教材展、生徒の作品展、C. 交流会。ICME7(ケベック)報告、各県うまいもの大会など、D. 分科会「しきつめの幾可」(岡山県、黒田哲史)、ほか

申し込み 郵便振替「広島8-19269中数教」で、氏名・住所・勤務先・送金内容を記入のうえ送金

問い合わせ 事務局 永山良樹
〒731-51 広島市佐伯区美鈴が丘緑3-12-1
電 0829-28-0339